

平成26年12月26日

各位

住友ゴム工業健康保険組合

健康保険法の改正について（平成27年1月1日施行）

平成27年1月施行の健康保険法の改正についてお知らせします。

【高額療養費自己負担限度額の見直し】

平成27年1月1日から高額療養費制度においてご負担いただく医療費の限度額が所得に応じて見直されます。

高額療養費制度とは・・・

長期入院や治療により、ひと月あたりの医療費の自己負担額が高額になった場合、一定の金額(自己負担限度額)を超えて支払った医療費について給付を受けることができる制度。

医療費の限度額(自己負担限度額)は・・・

被保険者の所得区分に応じて決まります。

現行(3区分)

所得区分	ひと月あたりの自己負担限度額	多数該当 (3ヶ月以上)	限度額証 区分
上位所得者 標準報酬月額53万円以上	150,000円 + (医療費 - 500,000) × 1%	83,400円	A
一般所得者	80,100円 + (医療費 - 267,000) × 1%	44,400円	B
低所得者(住民税非課税者)	35,400円	24,600円	C

改正後(5区分)

所得区分	ひと月あたりの自己負担限度額	多数該当 (3ヶ月以上)	限度額証 区分
標準報酬月額83万円以上	252,600円 + (医療費 - 842,000) × 1%	140,100円	ア
〃 53~79万円以上	167,400円 + (医療費 - 558,000) × 1%	93,000円	イ
〃 28~50万円以上	80,100円 + (医療費 - 267,000) × 1%	44,400円	ウ
〃 26万円以下	57,600円	44,400円	エ
低所得者(住民税非課税者)	35,400円	24,600円	オ

多数該当とは直近12カ月に3回支給を受けているとき4回目からの上限額

(限度額適用認定証)

この改正に伴い、「限度額適用認定証」の表示区分も変更となり1月診療分から新しくなります。

改正後に限度額適用認定証の申請をされる方は[こちら](#)をご利用ください。

< 付加給付制度 >

高額療養費の算定基準が改正されたことで、法定の自己負担限度額が一部変更になりますが、住友ゴム工業健保組合では付加給付制度があるため、最終的に自己負担額は現行と変わりありません。

【出産育児一時金の見直し】

産科医療補償制度の見直しに伴い、出産育児一時金についても見直しが行われます。

但し、産科医療補償制度の対象となる出産（制度に加入する医療機関などでの妊娠 22 週以降の出産）では 42 万円で現行と変わりありません。

（現行）	産科医療補償制度掛金	3 万円
	<u>出産育児一時金</u>	<u>39 万円</u>
	合 計	42 万円

（改正後）	産科医療補償制度掛金	1.6 万円
	<u>出産育児一時金</u>	<u>40.4 万円</u>
	合 計	42 万円

以上